

学校法人会計基準の改正等について



文部科学省高等教育局私学部参事官付



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本日の説明内容

1. 学校法人会計基準の改正の方向性
2. 私立学校法改正について
3. 学校法人の情報公開について（主に財務・経営情報等）

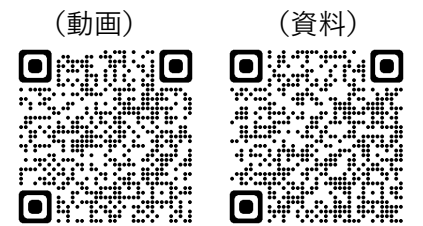
本日の説明内容

1. 学校法人会計基準の改正の方向性
2. 私立学校法改正について
3. 学校法人の情報公開について（主に財務・経営情報等）

現行の学校法人会計基準の概要についてご確認されたい場合は
新任監事研修「学校法人会計基準について」も併せてご覧ください。

(動画) <https://www.youtube.com/watch?v=3SLFrlw28rU>（視聴期限：2024年6月30日）

(資料) https://www.mext.go.jp/content/20230915-mxt_sigsanji-000031923_3.pdf

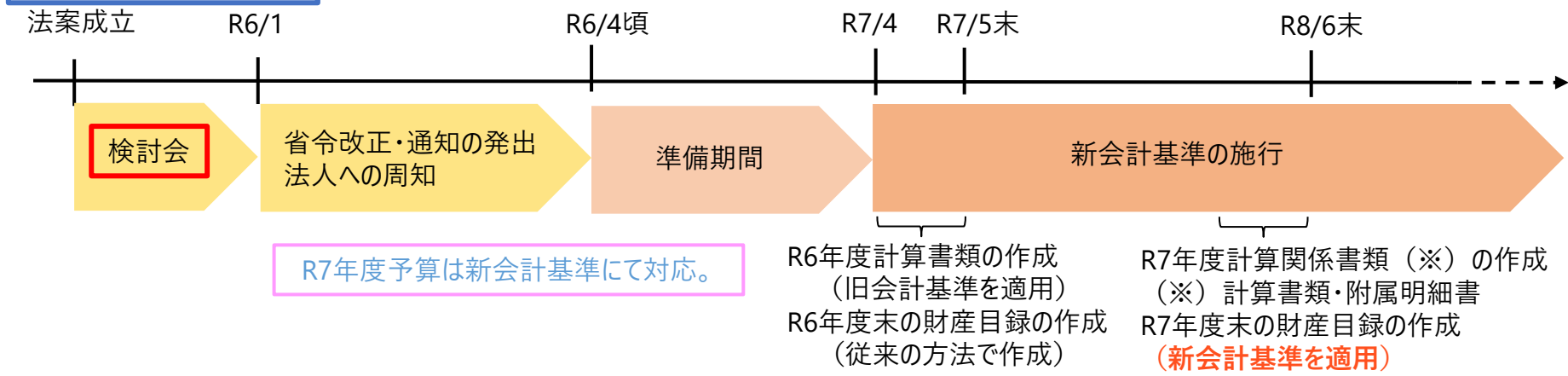


学校法人会計基準の改正について

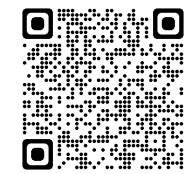
- 改正私立学校法において、ガバナンス強化の観点から、現在の学校法人会計基準（以下、「会計基準」という。）を、私立学校振興助成法に基づく基準から、**私立学校法に基づく基準に位置づけ直す**こととなった。
- 現在の学校法人会計基準を、補助金の適正配分を主な目的とした基準から、**ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準**として整備する必要があることから、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」を設置し、検討を行った。

	根拠	主な目的	適用対象
現行の会計基準	私立学校振興助成法	補助金の適正配分	経常費補助を受ける学校法人 ※実際にはほとんどの学校法人が対象
法改正後			
新会計基準	私立学校法	情報開示	全ての学校法人 ※準学校法人を含む

スケジュールイメージ



◆ 令和6年1月31日付で「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（以下、「報告書」）が取りまとめられ、文部科学省ホームページにて公表しています。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/126/mext_00029.html



学校法人等の財務報告に関する基本的な考え方（報告書 第2）

1. 制度の設計理念・組織目的

- ▶ 私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、我が国の学校教育において大きな役割を果たしている。
- ▶ 学校法人制度は公教育を担うにふさわしい公共性・公益性を担保する制度であると同時に、学校法人のもつ多様性を尊重する柔軟性をもった制度。

2. 制度創設時からの環境変化

- (1) 多様なステークホルダーの重要性の増加・・・会計基準・計算書類は多様なステークホルダーにより分かりやすい形へ。
- (2) 学校法人のガバナンス強化の要請・・・ガバナンス構造について社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。
- (3) 経営力強化の必要性の増加・・・計算書類は、運営者の経営判断に一層資するものとするのが望まれる。

3. 私立学校法改正に伴う会計基準の位置づけの変化

- ▶ 令和5年度に成立した改正私立学校法において、会計基準の根拠が私立学校法に位置づけ。
- ▶ 学校法人会計基準をステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として整備する必要性。
- ▶ 大臣所轄学校法人等は計算書類、附属明細書及び財産目録のインターネット公表が義務付けられる等の情報公開の規定。

4. 改正私立学校法が想定するステークホルダー

- ▶ 学校法人制度の理念や目的、教育研究・社会連携等の活動が複雑化する現状等を考慮し、従来の利害関係人の範囲（学生生徒やその保護者、職員、債権者等）にとどまらず、寄付者や産業界等、その範囲は広範に渡るものと解するべき。

5. 財務報告の目的・機能

- ▶ ステークホルダーの中でも特に「在学者その他の利害関係人」の情報のニーズを満たすほか、資源提供者等の意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有する。
- ▶ 学校法人等が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律の構築にも資する。

会計基準と計算書類・附属明細書・財産目録の体系イメージ（報告書 第3 1.）

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりに**セグメント情報**を追加。
- ✓ **財産目録の様式等**についても新会計基準で規定。

現会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

計算書類

- ・資金収支計算書
 - ・資金収支内訳表 (※)
 - ・人件費支出内訳表 (※)
 - ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
 - ・事業活動収支内訳表 (※)
- ・貸借対照表
 - ・固定資産明細表
 - ・借入金明細表
 - ・基本金明細表

(※) 計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を
求める書類として位置付ける

注記は計算書類の末尾
に記載することを明示

利害関係者にとって著しく
不利益となるおそれのある
項目等、部分的に様式を
変更したうえで附属明細書へ

(様式について法令上の定めなし)

・財産目録

新会計基準の一項目として、
財産目録の作成基準を定める

新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

計算関係書類

計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表
- ・注記事項
 - ・セグメント情報
※学校、附属施設等の部門別の情報表示
 - ・子法人
※私学法上の子法人に係る情報表示

附属明細書

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

・財産目録

※計算関係書類・財産目録は全て会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意
また、全てインターネットによる公表(★1)の対象とする方向(施行規則)

※計算関係書類・財産目録は全て会計監査人監査(★2)の対象とする方向(施行規則)

- ★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務
- ★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

セグメント情報の在り方（報告書 第3 3. (2)） (1 / 4)

ポイント

- ✓ 内訳表に代わり、計算書類において**セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報**を表示する。
- ✓ セグメント情報の開示に際しては、学校法人等のセグメントごとの**経済の実態を反映したものとすることが望ましい**。
- ✓ 原則的な配分基準の策定は別途検討が必要であり、**策定までの当分の間の取扱い**を定める。

	セグメント情報	内訳表
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校法人全体の経営状況に加えて、各学校等の個別の部門に関する情報開示 ✓ 学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映したものとすることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすること
区分	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各学校法人の業務内容等に応じた適切な区分（詳細は7頁） （一定の区分に基づくセグメント情報は全ての学校法人において共通に表示） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校法人、各学校、研究所、各病院、農場等（資金収支内訳表については学部等に細分）
配分基準	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則：経済実態をより適切に表す配分基準（新基準）（※1） ✓ 例外：資金収支内訳表の配分基準（現行基準） （例外的な配分基準を採用できる期間については今後検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）
科目	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」等の小計科目 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 小科目まで表示（人件費支出内訳表はさらに細分）
開示義務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無 （法的義務は無いが平成16年通知（※2）により積極的な開示を推奨。約20%の学校法人においてHPで開示。（※3））
当分の間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配分に関する新基準が策定されるまでの当分の間は、区分と配分基準について別途取扱いを定める（詳細は9頁） 	—

（※1）原則的な配分基準である「経済の実態をより適切に表す配分基準」の策定は技術的な困難があり、技術的な困難を解消するための検討が別途必要

（※2）私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

（※3）日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告（令和4年9月）P141

(1) セグメント区分方法

	考え方と具体的な内容
区分方法の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校法人等の特徴を踏まえ、セグメント区分方法の考え方については、拠点区分別（設置学校・附属施設別）を採用
区分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各学校法人の業務内容等に応じた適切な区分 ■ 以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示 <ol style="list-style-type: none"> ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校 ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校 ③ 病院 ④ その他（①②③いずれにも該当しないセグメント） ■ ②、③については複数ある場合、それらの一部又は全部を一括して一つのセグメントとすることができる
④「その他」の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ ④「その他」に含まれる主要な事業等の内容について注記 ■ ④「その他」の区分に含まれる内容のうち、学校法人等の判断により必要とされるものについては、独立したセグメントとして表示することができる
学校法人共通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができる
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 表示すべきセグメントが、「その他」以外に1つのセグメントのみの学校法人等については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる （例：設置学校が1つの大学のみで病院がない場合、幼稚園と保育所のみの場合、高等学校と中学校のみで、一括して1つのセグメントとした場合等） ■ 上記①～④に加えて、詳細なセグメントを設定するなど、学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、積極的な開示が望まれる。

(2) 配分基準

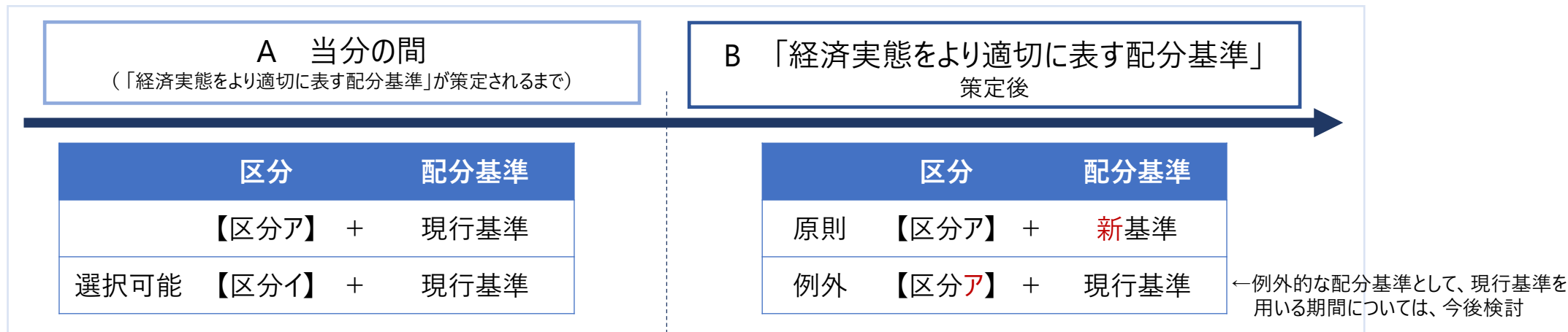
	考え方と具体的な内容
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各セグメントの教育・研究等に投入される資源等を財務的に明らかにする機能も期待されているので、セグメント情報の開示に際しては、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映したものとすることが望ましい
原則的な配分基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の資金収支内訳表の配分基準は、本務教職員の人件費支出については、原則としてどの部門等の教職員として発令されているかにより計上することとされているなどにより、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を必ずしも表しているとは言えない ⇒ 原則的な配分基準として学校法人等のセグメントごとの経済の実態をより適切に反映するための基準を採用
例外的な配分基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経常費補助金を受ける学校法人は1つの共通経費を2種類の基準で2回按分作業を行うこととなり、事務の負担が増加するとの懸念 ⇒ 事務負担への配慮から、学校法人等の判断で例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用可
注記事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 採用した配分基準 ■ 配分方法等を変更した場合は、その旨や変更の理由等

(3) 開示科目

- 長期的かつ安定的な運営状況を表す項目として、短期的及び長期的な収支均衡を表す収支差額を開示することが適当であるため、以下の科目を開示。
「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」「経常収支差額」「特別収支差額」
「基本金組入額当年度収支差額」「基本金組入額合計」「当年度収支差額」

【当分の間の取扱い】

- 原則的な配分基準である「経済の実態をより適切に表す配分基準」（新基準）の策定は技術的な困難があり、技術的な困難を解消するための検討が別途必要。
- 新基準が策定されるまでの当分の間は、「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準）を採用。
- セグメント区分について、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合には、「私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校」と「病院」を集約可能。



【区分ア】 原則的な集約可能範囲

科目	部 門					
	(何) 大学	(何) 短期大学	(何) 高等専門学校	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【区分イ】 例外的な集約可能範囲 ※病院は「大学・短大・高専」に含む

科目	部 門		
	大学・短大・高専	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等	その他
教育活動収入計			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
特別収支差額			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	△
当年度収支差額			

- ✓ 当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合のみ選択可能
- ✓ 原則的な配分基準の検討にかかる期間を限度として、【区分ア】に移行

ポイント

- ✓ 改正私学法施行規則に規定される子法人について記載する注記を新設。
- ✓ 主な記載事項
 - ① 子法人の概要
 - ② 当学校法人と子法人の取引の関連図
 - ③ 子法人との取引の状況
 - ④ 子法人の債務に係る保証債務

考え方

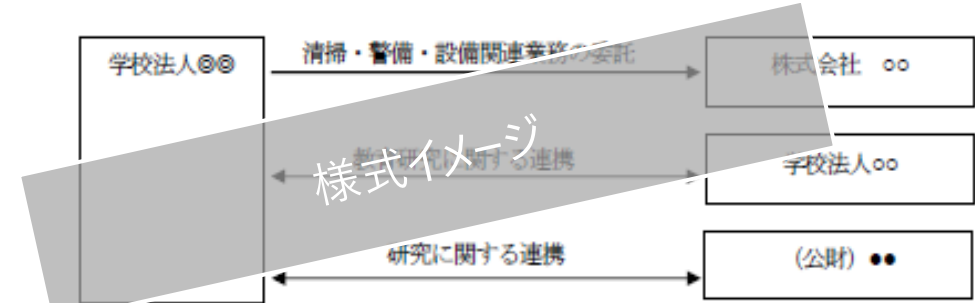
- ✓ 改正私学法においては、監事や会計監査人に子法人の業務等の調査権限を付与するなど、子法人に対するガバナンスが強化されている。
- ✓ 子法人（省令で定義を規定予定）の考え方では、議決権の割合等に注目して、経営支配の有無を判定することとしている。
- ✓ 現行の「学校法人の出資による会社に係る事項」「関連当事者との取引」「学校法人間の財務取引」に関する注記と、今般の「子法人」の考え方が異なることから、現行の注記に「子法人」を追加。

10. 子法人に係る事項

①子法人の概要

子法人の名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	議決権の所有割合	役員の兼任等	出資割合が総出資額の2分の1以上	関連当事者	学校法人間の財務取引
株式会社〇〇		××円	平成×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%	××%	兼任 ○人 代表取締役社長（理事） 取締役（元理事） 監査役（理事）	○	○	
学校法人〇〇	教育研究事業	-	-	-	兼任 ○人 理事長（理事） 理事（理事） 監事（理事）	-	○	○
(公財) ●●	●●事業	-	-	-				

② 当学校法人と子法人の取引の関連図



③ 子法人との取引の状況

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社〇〇	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受入配当金	××円	-	-
	受入寄附金	××円	-	-
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
学校法人〇〇	資金の貸付	××円	貸付金	××円

④ 子法人の債務に係る保証債務

学校法人は子法人について債務保証を行っていない。

（1）固定資産明細書

ポイント

- ✓ 様式は変更なし。
- ✓ 増減理由の記載判断基準については、3,000万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について総資産の1%」を基準とする。

考え方

- ✓ 様式については、開示に適さない項目は無い。
- ✓ 増減理由の記載判断基準については、法人規模に関わらず、公平性のある閾値の基準は比率による基準。
- ✓ 3,000万円は昭和40年代の物価水準を参考にしていると考えられ、金額基準に物価水準を反映するとしても、改訂基準の設定が困難。

固定資産明細書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地						
	建物						
	構築物						
	教育研究用機器備品						
	管理用機器備品						
	図書						
	車両						
	建設仮勘定						
	(何)						
	計						
特定資産	第2号基本金引当特定資産						
	第3号基本金引当特定資産						
	(何)引当特定資産						
	計						
その他の固定資産	借地権						
	電話加入権						
	施設利用権						
	ソフトウェア						
	有価証券						
	収益事業元入金						
	長期貸付金						
	(何)						
計							
合 計							

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

（2）借入金明細書

ポイント

- ✓ 借入先については、金融機関の種類（ex.公的金融機関、市中金融機関、その他）とし、個別の金融機関名を開示しない。
- ✓ 記載項目については、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要（資金用途等）とする。

考え方

- ✓ 個々の借入金金融機関名、利率については、地域により取引先の金融機関にとって、同業他社に知られたくない営業情報が含まれるおそれがあり、公開情報として適当でない。
- ✓ 利率については、平均利率を記載する方法も考えられるが、借入金が1種類の場合は実質的に個別の利率情報を記載することとなり、記載事項になじまない。
- ✓ 「当期増加額」「当期減少額」の項目は、借入フローを表し、法人の資金繰り情報が分かり、資金収支計算書と連動した項目である。

借 入 金 明 細 書
令和 令和 年 年 月 月 日から 日まで

（単位 円）

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	計						
短期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	小 計						
	返済期限が1年以内の長期借入金						
	計						
合 計							

（注）1 摘要の欄には、借入金の用途及び担保物件の種類を記載する。

（3）基本金明細書

ポイント

- ✓ 「事項」欄は、基本金各号ごとに、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額（又は当期取崩額）」を記載する。
- ✓ 第1号基本金について、組入れ／取崩し要因の記載を学校法人合計での「土地」「建物」「構築物」等、貸借対照表の小科目レベルで開示。
- ✓ 「第2号基本金の組入れに係る計画表」及び「第3号基本金の組入れに係る計画表」については、明細書として作成を要しない。

考え方

- ✓ 基本金組入れ及び取崩の計算過程を明示。
- ✓ 細かすぎる情報は一般の開示資料として分かりにくく、開示に適さない一方で、少なくとも組入対象資産及び取崩対象資産の科目の開示は必要。
- ✓ 「第2号基本金の組入れに係る計画表」及び「第3号基本金の組入れに係る計画表」については、そのまま開示されると法人運営上不利が生じるおそれがある。

基本金明細書
年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

事項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
1. 土地				
2. 建物				
(何)				
計				
当期取崩対象額				
1. 土地	△	△		
2. 建物	△	△		
(何)	△	△		
計	△	△		
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期組入対象額				
(何)	—		—	
計	—		—	
当期取崩対象額				
(何)	—	△	—	
計	—	△	—	
当期組入額(又は当期取崩額)	—		—	
当期末残高	—		—	
第3号基本金				

第4号基本金			
前期繰越高			
当期組入対象額			
当期取崩対象額		△	△
当期組入額(又は当期取崩額)			
当期末残高			
合計			
前期繰越高		—	
当期組入額		—	
当期取崩額		—	△
当期末残高		—	

- (注) 1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。
 2 当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第1号基本金については、資産の種類により一括して記載する。
 3 要組入高の欄には、第1号基本金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第4号基本金にあつては第30条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。
 4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考 第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画集計表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
1	(何)	
2		
計		

第3号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定資産運用収入	第3号基本金当期末残高
1	(何)		
2			
計			

財産目録（報告書第34.）

ポイント

- ✓ 様式参考例（※）をベースに、財産目録の作成基準を定める。
- ✓ 財産目録には、**収益事業会計BSに計上する資産・負債を含み**、「収益事業会計資産」「収益事業会計負債」の区分を設ける。
- ✓ 学校法人会計と収益事業会計の会計間における**内部取引（収益事業元入金や債権・債務に係る取引）を相殺消去**。

（※）私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

考え方

- ✓ 改正私学法において、財産目録が監査及び開示対象書類となり（改正私学法第86条第1項、第107条第1項）、**監査と開示を前提とした統一した作成基準の整備が必要**。
- ✓ 財産目録が、収益事業を含む**学校法人等全体を一体として、法人全体の財産の状況を明らかにするものであること**を前提とすれば、学校法人会計と収益事業会計の会計間における**内部取引（収益事業元入金や債権・債務に係る取引）を相殺消去**することが適当。

財産目録

年 月 日現在

（単位 円）

科 目	年 度 末	
一 資産額		
（一）基本財産		
1 土地（団地）		
校地	〇〇 m ²	円
2 建物		
(1) 校舎	〇〇 m ²	円
3 図書	〇〇 冊	円
4 教具・校具・備品	〇〇 点	円
.....		円
（二）運用財産		
1 預金、現金		円
現金		円
普通預金		円
2 積立金		円
3 有価証券		円
利付国債		円
.....		円
（三）収益事業会計資産		
.....		円
合 計		円
二 負債額		
（一）固定負債		
1 長期借入金		円
.....		円
2 学校債		円
3 未払金		円
4 退職給与引当金		円
.....		円
（二）流動負債		
1 短期借入金		円
2 前受金		円
3 未払金		円
.....		円
（三）収益事業会計負債		
.....		円
合 計		円

様式イメージ

（注）(1)基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金

(2)運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産

(3)収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表の「資産の部」に計上する資産）

(4)収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表の「負債の部」に計上する負債）

「知事所轄学校法人に関する特例」の適用について（報告書 第35.）

【現行の知事所轄学校法人に関する特例（概要）】

特例の内容	高等学校を設置する 知事所轄学校法人	高等学校を設置しない 知事所轄学校法人	根拠条文
活動区分資金収支計算書の作成省略	可	可	学校法人会計基準 第37条
基本金明細表の作成省略	不可	可	学校法人会計基準 第37条
徴収不能引当金の計上省略	不可	可	学校法人会計基準 第38条
第4号基本金の全部又は一部を組み 入れない	不可	可	学校法人会計基準 第39条

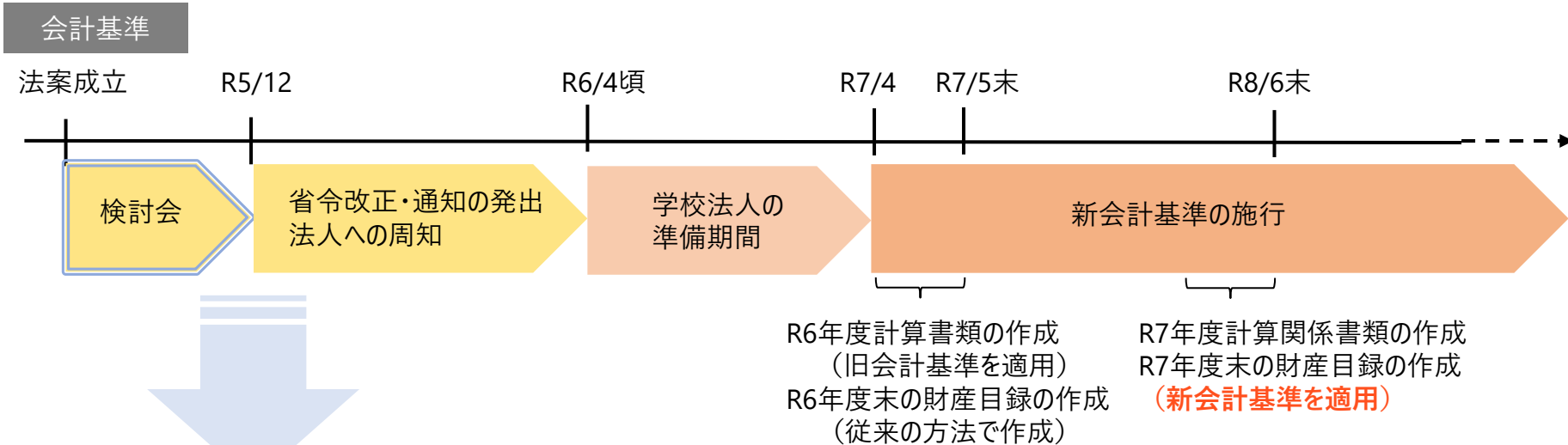
■ 現行の知事所轄学校法人に関する特例は、引き続き、知事所轄学校法人に対して適用。

但し、以下の知事所轄学校法人は、適用対象外となることに留意。

- ・知事所轄学校法人のうち、「大臣所轄学校法人等」に該当する法人
- ・会計監査人を任意設置する知事所轄学校法人

■ 準学校法人は、現行の「知事所轄学校法人に関する特例」と同様の特例を設ける。

スケジュール（イメージ）



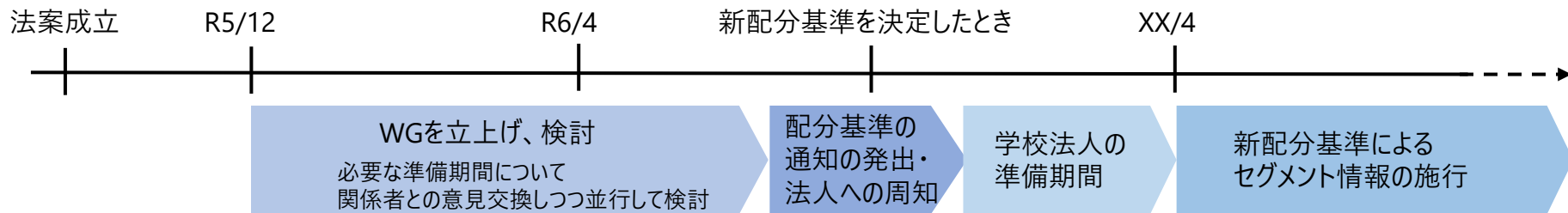
R7年度予算は新会計基準にて対応。

一部の論点についてはワーキンググループを設置し継続して検討

セグメント情報の配分基準に関する論点スケジュール（イメージ）

A 当分の間（R7/4より適用）
 【区分ア】+ 現行基準
 [選択可能：【区分イ】+ 現行基準]

B 新基準策定後
 原則：【区分ア】+ 新基準
 例外：【区分ア】+ 現行基準



本日の説明内容

1. 学校法人会計基準の改正の方向性
2. 私立学校法改正について
3. 学校法人の情報公開について（主に財務・経営情報等）

主に監事に関係する部分について概要をご説明します。

新任監事研修「学校法人制度の概要及び私立学校法の改正について」も併せてご覧ください。

(動画) <https://www.youtube.com/watch?v=KI3plpYJF3E> (視聴期限：2024年6月30日) (動画) (資料) (私学法改正HP)

(資料) https://www.mext.go.jp/content/20230922-mxt_sigsanji-000031923_2.pdf



全般的な改正の情報は文部科学省ホームページをご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- **理事選任機関**を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、**理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。**（第29条、第30条関係）
- **理事長の選定は理事会で行う。**（第37条関係）

② 監事

- **監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。**（第31条、第45条、第46条、第48条関係）

③ 評議員・評議員会

- **理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。**（第18条、第31条関係）
- **理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。**（第62条関係）
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に**理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。**（第33条、第67条、第140条関係）

④ 会計監査人

- **大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。**（第80条～第87条、第144条関係）

2. 学校法人の意思決定の在り方を見直し

- **大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。**（第150条関係）

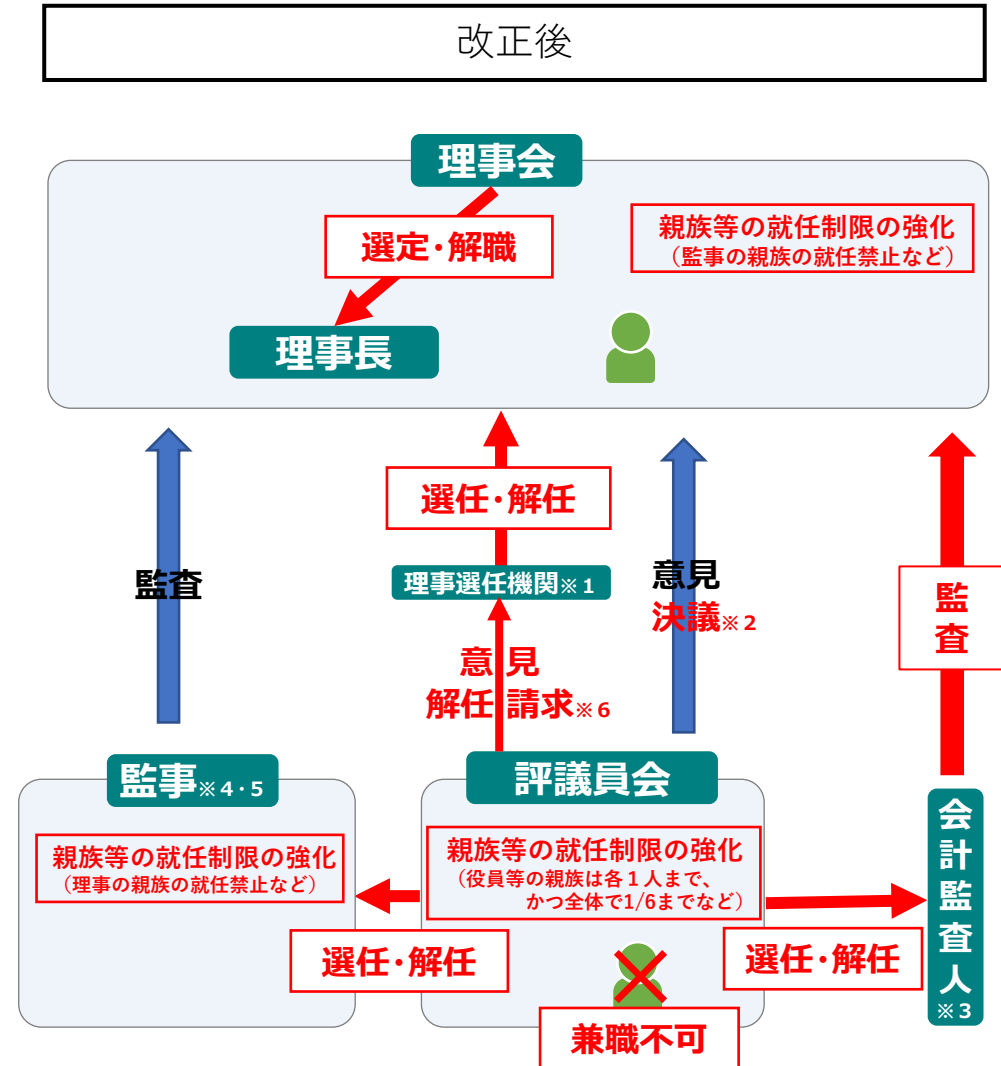
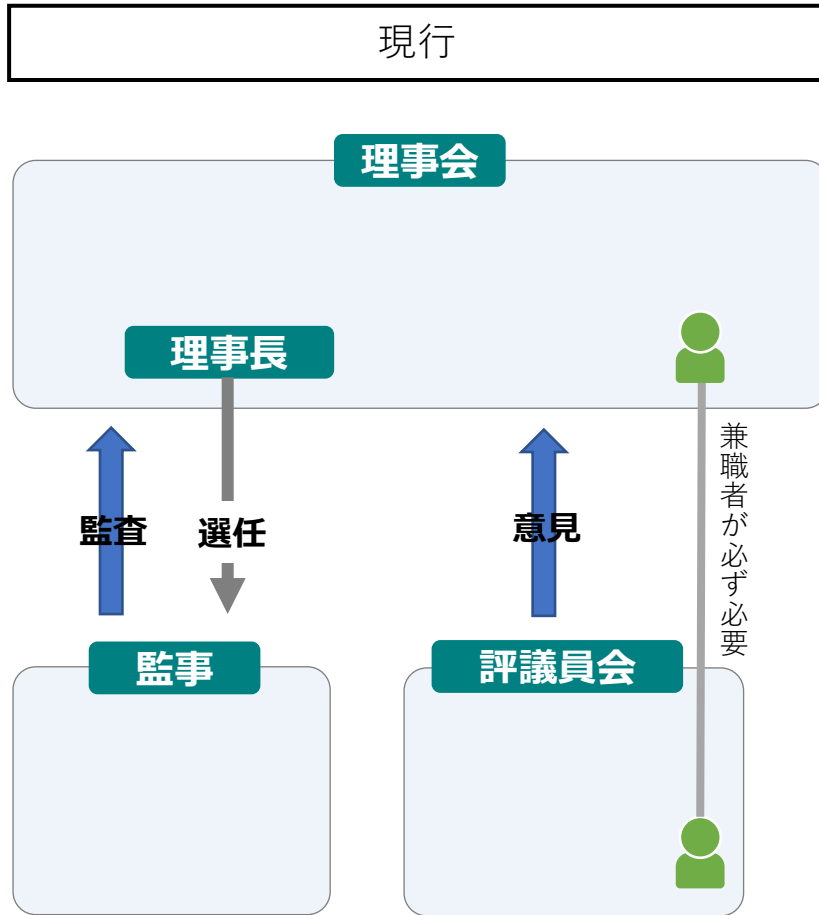
3. その他

- **監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。**（第53条、第86条関係）
- **会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。**（第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係）
- **役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。**（第157条～第162条関係）

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

監事の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行
監事	基本的資格	なし
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査 ②監査報告の作成 ③不正行為等の理事会等への報告 ④理事会、評議員会の招集の請求 ⑤理事の不正行為等の差止め ⑥理事会への出席、意見
	定数	2人以上
	任期	寄附行為の定めるところ
	選解任方法	評議員会の同意を得て理事長が選任
	主な構成の要件	①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止 ②理事親族の就任禁止（通知事項）
	その他	

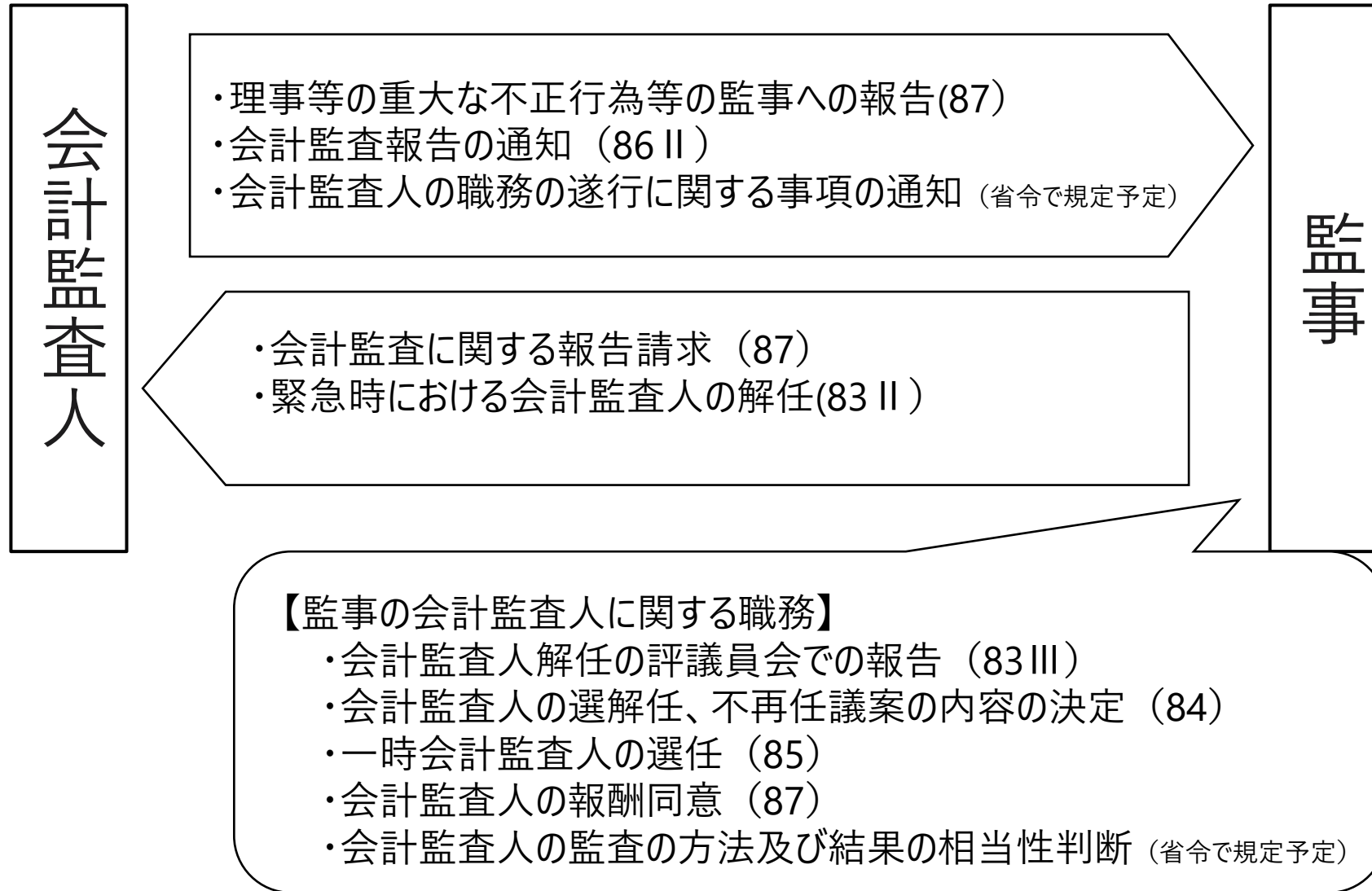


		改正後
		<u>学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者</u> （45Ⅰ）
		①～⑤は現行と同様（52①、53Ⅰ、56Ⅰ・Ⅱ、57、58Ⅰ） ⑥理事会、評議員会への出席、意見（55） ⑦理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査（54） ※子法人に対する調査権を明記（53Ⅱ）
		2人以上（18Ⅲ）
		<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）</u> （47Ⅰ）
		評議員会の決議（45Ⅰ、48Ⅰ）
		①理事、評議員、学校法人の職員、 <u>子法人役員（監事、監査役等を除く）</u> 、子法人職員との兼職禁止（31Ⅲ、46Ⅱ） ②1人以上の理事、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（46Ⅲ）
		<u>一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化</u> （145Ⅰ）

公認会計士等による私学助成法監査と会計監査人による私学法監査との比較

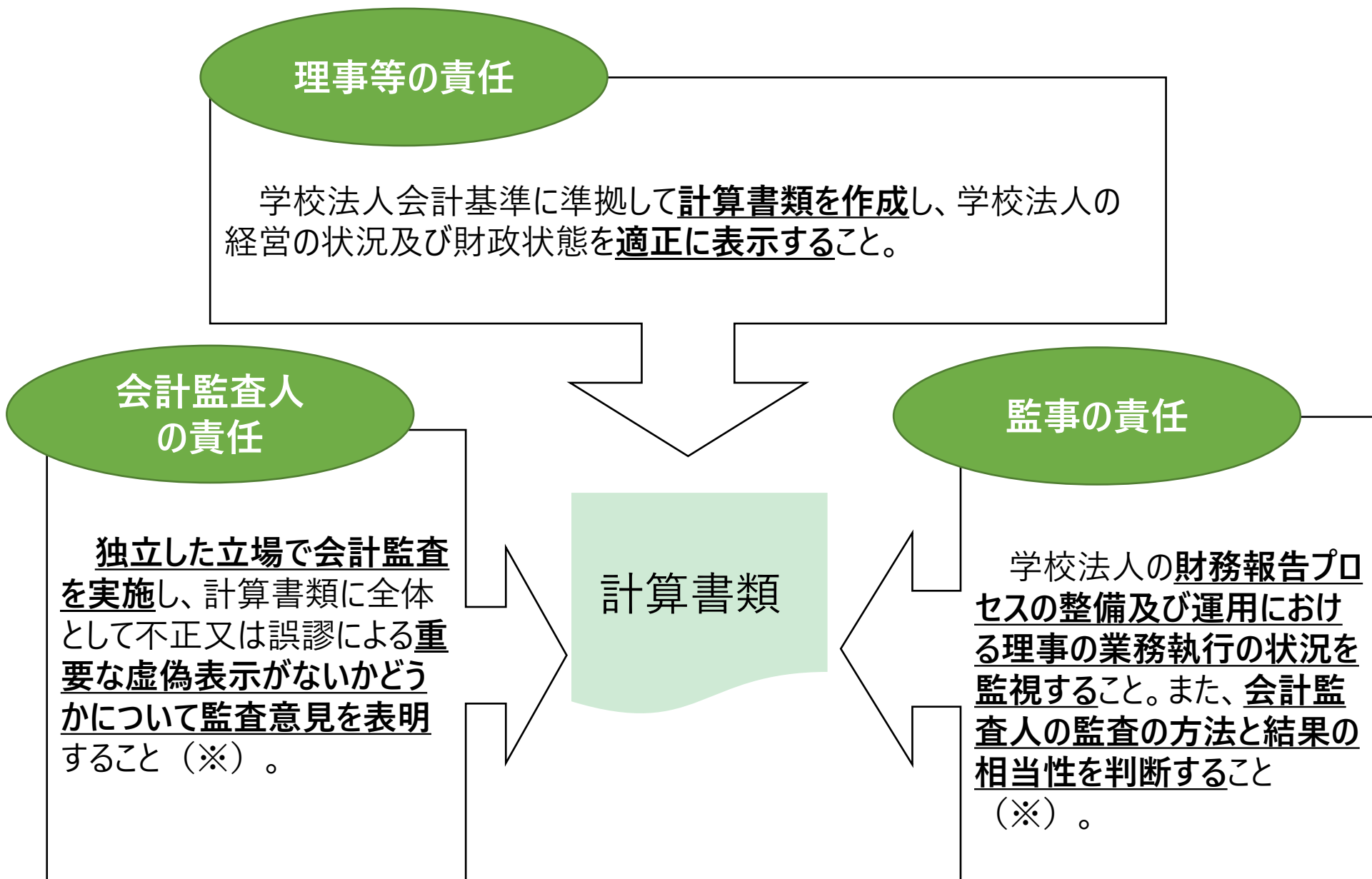
	私学助成法監査	私学法監査
監査の目的	経常費補助金の適正な配分と効果を担保する。	<ul style="list-style-type: none"> 公表する計算書類に第三者保証を付与することにより、学校法人の説明責任の履行を支援・強化する。 会計監査人制度導入により、監事監査において、会計に関する専門的能力と独立性を備えた会計監査人の監査結果を利用することが法的に可能となる。これにより、監事が行う財産監査の専門性と計算書類の信頼性を向上させるとともに、業務監査・教学監査に監事が一層注力しやすくなり、結果として学校法人のガバナンス機能を向上させる。
監査が義務付けられる法人	経常費補助金の交付を受ける学校法人 （私学法に基づき会計監査人を設置する学校法人を除く） （助成法14Ⅱ） ※ただし、補助金の額が寡少であって所轄庁の許可を受けた場合を除く	大臣所轄学校法人等（144） ※利害関係者が多く存在し、社会的影響が大きく、取引規模等の大きさから計算関係が複雑と考えられる一定規模以上の法人
監査人の資格等	<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士又は監査法人（助成法14Ⅱ） 公認会計士等と学校法人の契約により選任 	<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士又は監査法人である会計監査人（81） （その他資格について法定） 評議員会において選解任（75Ⅰ）（その他選解任の手続きを法定）
監査人の責任	私学助成法に規定なし 【对学校法人】 債務不履行責任（民法412、415、416）の適用あり 【对第三者】 不法行為責任（民法709、710）の適用あり	【对学校法人】 任務懈怠責任（88Ⅰ） 【对第三者】 <ul style="list-style-type: none"> 会計監査人としての職務一般に関する責任（89Ⅰ） 監査報告の虚偽記載等の責任（89Ⅱ③）
監査人の権限	<ul style="list-style-type: none"> 計算書類の監査、監査報告の作成（助成法14ⅡⅢ） （その他公認会計士等と学校法人の契約により定める） 	<ul style="list-style-type: none"> 計算書類、財産目録の監査、会計監査報告の作成（86ⅠⅡ） 会計帳簿等の閲覧謄写請求権（86Ⅲ） 理事及び職員、子法人に対する会計に関する報告徴収権（86Ⅲ） 学校法人及び子法人の業務・財産の状況の調査権（86Ⅳ） 理事の不正行為等の監事に対する報告（87）（一般法人法108） 定時評議員会における意見の陳述（87）（一般法人法109）

会計監査人と監事の連携



※監査における会計監査人と監事の具体的な連携方法については省令等で定める予定。

計算書類に関する責任関係



※監事及び会計監査人の監査意見の内容については省令等で定める予定。

本日の説明内容

1. 学校法人会計基準の改正の方向性
2. 私立学校法改正について
3. 学校法人の情報公開について（主に財務・経営情報等）

現行における学校法人の情報公開

	大臣所轄学校法人			知事所轄学校法人		
	備置き	閲覧 (※)	公表	備置き	閲覧 (※)	公表
寄附行為	○	○	○	○	○	
貸借対照表	○	○	○	○	△	
収支計算書 ・資金収支計算書 ・活動区分資金収支計算書 ・事業活動収支計算書	○	○	○	○	△	
事業報告書	○	○	○	○	△	
監査報告	○	○	○	○	△	
財産目録	○	○	○	○	△	
役員・評議員名簿	○	○	○	○	△	
報酬等の支給基準	○	○	○	○	△	

(※) 閲覧権限
 ○：制限なし
 △：評議員、債権者、在学生
 その他の利害関係人のみ

留意点

- ✓ 収益事業に係る財務書類についても、閲覧及び公表の対象となる。
- ✓ 大臣所轄学校法人が作成及び閲覧に供する書類と、公表する書類の内容は同一のもの。
- ✓ 貸借対照表及び収支計算書の附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報公開に努めること。

(参考) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について（令和元年9月27日元文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）
 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

改正私学法における学校法人の情報公開

	大臣所轄学校法人等			その他の学校法人		
	備置き	閲覧 (※)	公表	備置き	閲覧 (※)	公表
寄附行為	○	○	○	○	○	努力義務
計算書類	○	○	○	○	△	努力義務
会計帳簿	○	▽		○	▽	
事業報告書	○	○	○	○	△	努力義務
附属明細書	○	○	○	○	△	努力義務
監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
会計監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
財産目録	○	○	○	○	△	努力義務
役員・評議員名簿	○	○	○	○	△	努力義務
報酬等の支給基準	○	○	○	○	△	努力義務
理事会の議事録	○	□		○	□	
評議員会の議事録	○	◇		○	◇	

(※) 閲覧権限

○：何人も

▽：評議員、会計監査人のみ

△：評議員、債権者、在学生その他の
利害関係人のみ

□：評議員、役員の責任を追及するため
裁判所の許可を得た債権者

◇：評議員、債権者

※赤字は現行（25頁）からの変更点

留意点

- ✓ 収益事業に係る財務書類についても、閲覧及び公表の対象となる。
- ✓ 大臣所轄学校法人等が作成及び閲覧に供する書類と、公表する書類の内容は同一のもの。
- ✓ その他の学校法人が公表する計算書類は小科目を省略する等の対応も可能だが、備置き・閲覧に供する書類は小科目の省略不可。

アンケートご協力をお願い

監事研修会の動画を視聴いただきありがとうございました。

今後の研修会や私学行政の参考とさせていただくため、アンケートのご回答をお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/U8WjAU6D83>

スマートフォン・タブレットをお持ちの方は
QRコードを読み取ってご回答いただけます。

令和5年度監事研修会・全監事向け
コンテンツに関するアンケート

